

知多北部広域連合職員の定年等に関する条例

(平成11年7月1日 条例第17号)

改正 平成13年3月1日条例第3号

改正 令和5年2月24日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等について必要な事項を定めるものとする。

(定年等)

第2条 職員の定年等については、東海市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。